

議案第 20 号

松阪市国民健康保険税条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し及び第 4 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「第 7 条の 2 及び第 23 条」を「第 7 条の 2 及び第 23 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,270 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,450 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 8,720 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,900 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割

額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750 円

第 23 条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第 3 号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第 4 項中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に、「同条中」を「同項中」に、「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改める。

附則第 5 項、第 6 項及び第 8 項から第 15 項までの規定中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号及び第 13 条第 1 項の改正規定、第 23 条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第 23 条の 2 の改正規定（「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。）並びに附則第 4 項から第 6 項まで及び第 8 項から第 15 項までの改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。